《記載例》

施設等利用給付認定現況届

（あて先）　千葉市長　　（記入日）　　年　　月　　日

届出者（保護者）氏　名
住　所　千葉市　　区
連絡先電話番号
TEL　　－　　－　　（父携帯・母携帯・自宅）
TEL　　－　　－　　（父携帯・母携帯・自宅）

施設等を利用している児童の情報をご記入ください。

1に記載されている児童の保護者の連絡先をご記入ください。

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に基づき、施設（事業）の利用について、次のとおり状況を届け出ます。

1　届出に係る児童の状況

フ　リ　ガ　ナ	
氏　　名	
生　年　月　日	
住　　所 （届出者と異なる場合のみ）	
入　所　施　設　名	
ひ　と　り　親　家　庭	□　非該当　□　該当
生活保護受給の有無	□　無　□　有　（　　年　　月～）　□　申請中

届出者（保護者）住所と異なる場合のみご記入ください。

2　保育を必要とする理由（提出書類は裏面をご確認ください。）

父	☑　就労　□　疾病・障害　□　介護・看護 □　災害復旧　□　求職活動　□　就学・職業訓練　□　その他（
母	☑　就労　□　妊娠・出産　□　疾病・障害　□　介護・看護 □　災害復旧　□　求職活動　□　就学・職業訓練　□　その他（　　）

該当するチェック欄に☑してください。

3　世帯の状況　※1に記載されている児童を除いた世帯員を記入してください。

氏　　名	児童との続柄	生　年　月　日	備　　考

1の児童と同居している方の情報をご記入ください

各区こども家庭課問い合わせ先

中央保健福祉センター	花見川保健福祉センター	稲毛保健福祉センター	若葉保健福祉センター	緑保健福祉センター	美浜保健福祉センター
こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課
〒260－8511	〒262－8510	〒263－8550	〒264－8550	〒266－8550	〒261－8581
中央区中央4－5－1	花見川区瑞穂1－1	稲毛区穴川4-12-4	若葉区貝塚2－19－1	緑区鎌取町226－1	美浜区真砂5－15－2
☎043（221）2149	☎043（275）6421	☎043（284）6137	☎043（233）8186	☎043（292）8137	☎043（270）3150

【該当する項目に☑を入れてください。】

新２号・新３号用

■保育を必要とする事由

	保育を必要とする事由 （※11月1日時点の状況）		必要書類（保育を必要とする事由を確認できる書類） ※9月1日以降にこども家庭課に必要書類を提出している方は、必要書類右に☑を入れてください。（改めての提出は不要です。）	
	父	母		
保護者の状況	☑ 就労	☑ 就労	就労証明書（月６４時間以上の就労が必須要件です。） ※就労証明書は必ず配布された様式で作成してください。 ※自営業の場合は以下のいずれか１点もあわせてご提出ください ① 自営を証明するもの（営業許可証・開業届等の写し） ② 収入を証明するもの（確定申告書等の写し）	☐
		☐ 妊娠・出産	母子手帳の表紙及び出産予定日が分かるページの写し（出産予定児童のもの）	☐
	☐ 疾病・障害	☐ 疾病・障害	診断書又は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し ※ 診断書の場合、病名・治療期間・保育が困難である旨の記載があるもの	☐
	☐ 介護・看護	☐ 介護・看護	介護・看護を受ける方の診断書及び介護・看護計画書等	☐
	☐ 就学・職業訓練	☐ 就学・職業訓練	在学証明書（又は学生証の写し）及び時間割表（自作でも可）	☐
	☐ 育児休業取得	☐ 育児休業取得	育児休業期間の記載がある就労証明書	☐
	☐ 不存在	☐ 不存在	ひとり親であることが確認できるもの 以下のいずれか１点をご提出ください。 ①児童の保護者の戸籍全部事項証明書 ②児童扶養手当証書の写し ③遺族年金証書の写し	☐
	☐ その他(上記以外)	☐ その他(上記以外)	現況届の提出前に必要書類について、区こども家庭課にご確認ください。	

■提出書類チェック

提出書類　※全員提出	
☑	現況届
☑	父母の保育を必要とする事由を確認できる書類 ※上表「保育を必要とする事由」にて必要書類をご確認ください。

■注意事項

○現況届が提出されない場合、令和８年１０月以降における施設等利用費（保育施設の利用料）の給付を受けられない場合があります。
提出期限に間に合わない場合は、提出先の区こども家庭課へご相談ください。

○有効期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費（保育施設の利用料）の支給の対象外となります。
有効期間満了後も引き続き保育施設利用料の支給を希望する場合は、有効期間の更新手続が必要となりますので、提出先の区こども家庭課へご相談ください。

○施設の利用状況等から新２号・新３号認定を取り下げたい場合は区のこども家庭課へご相談ください。